

45

した出先機関が濫立される傾向を防止することは特に必要と存せられるのであります。よつて今後新に地方行政機関を設置しようとする場合には、国会の承認を要するものとし、以て国会によつてその間に公正且つ適切な調整が加えられることとしたのであります。又反面におきまして、地方公共団体の長は、國の機関として各般の國政事務を処理しているものであります。その國政事務の処理が法令の規定、若しくは主務大臣の処分違反し、又は著しくその職務を怠る等の場合におきましては、その遂行を確保する措置を講ずることは、これ亦國政の運営と地方自治行政との間の調整を図る上において、特に必要があると存せられるのであります。よつて、地方自治法第四十六條の知事、市町村長等の彈劾裁判の規定を改めて、新たな構想の下に司法裁判所による公正な事實認定を基礎として、國政事務の遂行を強制し、確保する措置を規定することとしたのであります。

次に、選挙の民主化を徹底し、その公正な執行を図ることは、住民自治の本義に鑑み特に必要であることは、申すまでもないところであります。この選挙の結果等に鑑みまして、これらの点に關し、更に規定を整備する必要があると存せられるのであります。よつて補充選挙人名簿の調製を選挙の都度行ふと共に、選挙人の年齢及び住所の期間を選挙期日より算定することとし、選挙に参加し得る選挙人の範囲を極力拡充して、選挙の民主化を図ることにいたしました。又地方公共団体の長の決戦投票、又は選挙において一旦有競争の状況になつたにも拘らず、候補者の死亡、辞退のため、候補者が一人となつたときは、無投票とせず、選挙の期日を延期して、第三位の得票者を候補者とし、又は新たに補充候補者を認めることとして、極力選挙の民主化と公平とを図ることといたしました。

選挙にのみ用いる補充選挙人名簿についても同様に適用されておるのであります。補充選挙人名簿に登録すべき選挙人は、現在ではいわゆる特別選挙権を與えられた者と海外引揚者の一部とに過ぎませんので、敢えて定時名簿を調製せず、選挙の都度臨時に名簿を調製してこれに登録することとしたとしても別に支障なく、又衆議院議員選挙法との関係におきまして何らの不都合を生ずる處もありませんので、今回毎年九月十五日で調製する定時名簿は、これを止めることとして、臨時名簿一本とし完全なる臨時名簿主義を採用することとしたのであります。又選挙人をでし得る限り廣く捕捉いたしましたために、選挙権の要件たる二十年の年齢及び六ヶ月の住所期間は、選挙の期日によつて、その選挙の期日まで二十年に達する、或いは六ヶ月の住所期間を持つという者も、この中に加えて算定することとしたのであります。

次に、地方公共団体の意思機関であるに拘らず、從來現行開却され勝ちであつた地方議会の積極的活動と円滑な運営を期することは、新しい地方自治の健全な発展を期する上において特に必要でありますので、この点に關し、地方自治法の規定を更に補足する必要があると存せられるのであります。今後地方議会の議員は、條例の制定等について、積極的活動を行うことが、愈々多くなつて來るであらうと予想されますので、そのための調査研究を行います。議員としての識見を養ふことは、議員として当然の責務であります。又議事と執行機関との関係におきまして、殊に多くの問題を捲き起すものは、予算の議決に關する事項であります。よつて政府は地方議会に対し、官報及び政府の刊行物を地方公共団体の議会に送付し、図書室を必ず設置しなければならぬこととしました。又知事、市町村長等の提案権を侵害しない限り、地方議会は、予算の増額修正をすることを妨げない旨の規定を設けたのであります。

次に、選挙の民主化を徹底し、その公正な執行を図ることは、住民自治の本義に鑑み特に必要であることは、申すまでもないところであります。この選挙の結果等に鑑みまして、これらの点に關し、更に規定を整備する必要があると存せられるのであります。よつて補充選挙人名簿の調製を選挙の都度行ふと共に、選挙人の年齢及び住所の期間を選挙期日より算定することとし、選挙に参加し得る選挙人の範囲を極力拡充して、選挙の民主化を図ることにいたしました。又地方公共団体の長の決戦投票、又は選挙において一旦有競争の状況になつたにも拘らず、候補者の死亡、辞退のため、候補者が一人となつたときは、無投票とせず、選挙の期日を延期して、第三位の得票者を候補者とし、又は新たに補充候補者を認めることとして、極力選挙の民主化と公平とを図ることといたしました。

次に、選挙の公正を確保するため、同一の政党その他の団体に属する候補者の届け出た者が三人以上各種立会人となることを禁止し、各政党の公平な立会の下に選挙手続を執行せしめ、少数派の利益をも保護するに支障がないようにいたしましたのであります。第三は、都道府県知事及び市町村長等、地方公共団体の長の選挙又はその決戦投票におきまして、立候補の届出期間経過後、又は決戦投票の期日が決定してから選挙の期日の前日までに、候補者が死亡し、又は候補者たることを辞したため、候補者が一人となつたときは、選挙の期日を原則として五日延期し、更に補充立候補の届出をさせ、

向近く行れる内務省の解体に伴ひまして、先般政府はその後継機関として地方自治委員会を設置することとし、所要の法律案を提案いたしましたところ、その後の情勢の推移により、右法律案を撤回し、地方自治委員会の機構について再検討を加えなければならぬこととなつたことは、すでに各位の御承知のことと存じます。従つて政府としては、この後継機関の機構等につき成案を得ました後に、その關係法律案とともに、本法案を同時に提出する予定で準備を進めて参つたのであります。が、何分にも会期も切迫し、その時期を待つては重要な地方自治法の改正自体についての御審議を願う期間がいよいよ少くなると存せられますので、とにかく速かに本法律案を国会に提案して御審議を願うことに方針を定め、今回急遽提案いたしました次第であります。従つて本法律案におきましては、從來地方自治法及び衆議院議員選挙法等において内務大臣の有していた権限は、特に重要な権限を内閣総理大臣の権限といたしました外は、すべて一應地方自治委員会の権限に改めてあるものであります。従ひましてこの点については、内務省の後継機関に關する成案の決定と相俟つて、本委員会の御審議の途中において適當なる措置を講ずることとしたため、今回政府がこのような便法を採りましたことにつきましても、又その間の事情を篤と御了解願ひたいと存するのであります。

以上本法律案の提案の理由及びその内容中主要な事項を説明いたしました。尚本法律案に規定いたしました主要事項につきましては、林政府委員をして説明いたさせます。何卒慎重御審議の上速かに可決せられんことをお願い申し上げます。

○政府委員(林義三君) 内務大臣から只今地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の説明を申し上げますが、私から本改正法律案中のその内容をなします事項につきまして、その概要を御説明申し上げたいと存じます。

先ず選挙に關する事項であります。その第一は、選挙人名簿の調製に關し、有権者をでし得る限り漏れなく名簿に登録するため、從來の定時名簿主義を改めて、臨時名簿主義を採用するとともに、選挙権の要件たる年齢及び住所の期間は、選挙の期日によりこれを算定するようにしたことであり、現在衆議院議員の選挙人名簿については、毎年九月十五日の現在により調製し、十二月二十日を以て確定し、爾後一ヶ年据置き置かれるところの定時名簿主義を基礎としております。併しこの定時名簿主義によりまして、名簿から脱落している者、又はこの名簿調製後選挙のときまでに新たに有権者となつた者は、選挙に参加することができないという不都合乃至欠陥があるのであります。そのため本年一月、昭和二十二年法律第二号といたしまして、衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律が制定され、これによりまして、このような者及び海外引揚者を登録する名簿を選挙の都度臨時に調製することとなりましたから、定時名簿主義及びこの臨時名簿主義の併用によりまして、選挙人を正確に且つ遺漏なく捕捉することができることとなつたのであります。この原則は、地方

又是最初決戦投票の候補者となること

の地方行政機関を設けようとするとき

その他の關係人が仮りに虚偽の陳述を

いかにも不合理でありますので、この

議員として当然の責務であります。又
議案と執行機関との関係におきまし
た。尚本法律案に規定いたしました主
要事項につきましては、林政府委員を
満なく補正することができるとな
つたのであります。この原則は、地方
ときは、選挙の期日を原則として五日
延期し、更に補充立候補の届出をさせ、

又は最初決選投票の候補者となること
のできなかつた第三位以下の次順位の
者を候補者に加えて選挙を行うことと
し、なるべく偶然の事情により無投票
当選となることを避け、できるだけ選
挙人の投票によつて当選者を決定させ
ることとした点であります。

第四は、町村の選挙につきまして、
その選挙の実際から考え、立会人の届
出期間及び補充立候補の届出期間を一
日延長し、選挙期日の前二日までとい
だした点であります。

第五に、無投票当選によつて地方公
共団体の議会の議員又は長となつた者
についても、現行法においては、その
就職後一年間は解職投票の直接請求、
即ちリコール・システムを認めていな
いのであります。選挙及び投票の民
主化を更に徹底する見地から、その期
間内においても、住民の直接請求によ
る解職投票を行い得ることと改めたの
であります。

第六に、以上の実質的改正の外、特
別投票権の付與の基準、代理投票の方
法及び不在者投票の事由並びに選挙事
務所の数の制限のごとく、政令中に規
定されております事項で比較的重要な
ものを、法律中にできるだけ具体的に
規定いたしました。以て立法院の権能
を尊重いたす方向を拡張いたしますと
共に、一般の理解に資するように規定
を整理いたしましたのであります。

次は、議決機関及び執行機関に關す
る事柄であります。

その第一は、本法律案の提案の理由
として大臣より説明がありましたこと
く、特別地方行政機関設置の最近の傾
向が、地方自治を損うことの少ない
点に鑑みまして、政府が今後新たに國
の地方行政機関を設けようとするとき
は、司法行政及び懲戒機関、鉄道現業
官署、電信電話及び郵便官署、学校、
図書館及び博物館等の文教施設、國立
の病院及び療養所、燈台その他の航行
施設、氣象台及び測候所、水路官署、
港務建設機関、営林署並びに國の直轄
工事の施行機関以外のものは、たとえ
駐在機関を置く場合でも、すべて國會
の承認を経なければならぬこととし、
かくの如き國の地方行政機関の設
置及び運営に要する経費は、國が負担
することの原則を明かにしたのであり
まして、これにより地方自治を侵害す
る地方行政機関の濫設を防止すること
としたのであります。

第二は、都道府縣知事及び市町村長
のいわゆる弾劾に關する制度の改正に
ついてであります。

地方自治第四十六條は、單に都道
府縣知事又は市町村長の弾劾による權
免に關する規定であり、且つ彈劾裁判
は彈劾裁判所においてこれを行うこと
になつておりますが、かような規定が
置かれております理由は、地方自治と
の間に適當な調整を圖つて、國政事務
の遂行を確保しようという点にあるこ
と御承知の通りであります。

従つてわたくし彈劾裁判所のとき
特別の機關を設けて地方公共団体の長
を彈劾し、罷免するという煩雜な方法
によらず、むしろ、實質上にこれらの
者が法令や上級行政の命令に違反
し、又は職務の執行を怠るような場合
には、特にこれらの者に對して、必要
な措置を講ずべきことを命じ、尙その
命令に従わないときは、司法裁判所に
よる事實認定を基礎として、上級行政
廳において代執行又は罷免をすること
ができることとするのが方がより合
理的であり、自治の尊重と國政事務
遂行の確保という両面の要請をより適
切に調和するものと考えられるのであ
ります。このような理由から、國の機
關的地位における都道府縣知事が法
令の規定又は主務大臣若しくは地方自
治委員會の処分違反することがある
と認める等の場合においては、主務大
臣は文書を以て、当該事項を行うべき
ことを命じ、これに従わないときは、
東京高等裁判所に当該事項を行うべき
旨の裁判を請求し、その裁判にも従わ
ないときは、東京高等裁判所に對し、
事實の確證を求めた上、自ら代執行を
し、又は内閣總理大臣においてこれを
罷免することができるとしたものであ
ります。又市町村長につきましても、
都道府縣知事が、右の場合と同様に、
地方裁判所の裁判を基礎として、これ
に對して必要な事項の執行を命じ、代
執行をなし又はこれを罷免することが
できることとしたのであります。

尙罷免は余程の事情のない限り、これ
を輕々に行うべきものでなく、これを
行うのは、本人に尋常ならざる瑕疵が
ある場合と考えられますので、罷免さ
れた都道府縣知事及び市町村長は、二
年間都道府縣に屬する官吏となり又は
すべての地方公共団体の公職に就くこ
とができないものとしたのでありま
す。

第三は、地方公共団体の議會が当該
地方公共団体の事務に關する調査のた
め選挙人その他の關係人の証言を請求
する場合につきまして、新たに偽証罪
の規定を設けたことであります。現在
地方公共団体の議會が選挙人その他の
關係人に証言を請求する場合、選挙人

その他の關係人が假りに虚偽の陳述を
しても、刑法の偽証罪を構成しないた
め、調査上眞実を期することができな
いのであります。この事情は、國會と
全く同様であり、國會法につきまして
も同一の趣旨の改正が本國會において
行われる予定でありますので本法律案
におきまして、刑法の偽証罪と同一
程度の刑罰を伴う偽証罪に關する規定
を設けることとしたのであります。

第四は、地方公共団体の議會の積極
的な活動を助長するため、政府は予算
の範圍内において、都道府縣の議會に
對して官報及び政府の刊行物を、市町
村の議會に對して官報及び市町村に關
係があると認める刊行物を送付すると
ともに、都道府縣相互の間においては、
公報及び適當と認める刊行物を他の都
道府縣の議會に送付することとし、又
地方議會には、必ず圖書室を附屬する
こととした点であります。

第五は、地方議會の円滑な運営を圖
るため、地方議會は、都道府縣知事及
び市町村長の予算編成権を侵害しない
限度において、予算の増額修正の権限
を有することを明文を以て規定するこ
とに致した点であります。

第六は、市町村の議會の議員の定数
は、総選挙を行う場合以外においては
絶対にこれを減少することができない
ことになつておりますけれども、これ
は一旦議員となつた者に対して、その
任期間議員の地位を保障する趣旨に出
ずるものでありますから、市町村の廢
置分合又は境界変更によりまして、著
しく人口の減少したため、本來の議員
定数が減少するに拘らず、尙從來の定
数を維持して、補充選挙を行うのは、

いかにも不合理でありますので、この
ような場合に限り、議員定数は減少す
ることができるとしたのであります。

その次は財務に關する事項でありま
す。

第一に、地方公共団体に對して、國
の事務を、いわゆる團體委任いたしま
す場合、これに要する経費の財源につ
いて必要な措置を講じ、以てその財政
の過重な負担を避け、財政自主權の保
障を厚からしめることとしました。又
國の行政機關が、地方公共団体の財産
又は官造物を使用するときは、当該團
体の議會の同意がある場合の外は、必
ず國庫においてその使用料を負担すべ
き旨を明かにいたしましたのであります。

第二は、地方債の許可に關する事務
であります。地方債を不要許可とし、
自由借入の建前をとることは、地方公
共団体の自主自律を重んずる所以であ
り、又地方公共団体の活動を活潑なら
しめるわけでありまして、現下の地方
財政の事情及び金融界の状況等、諸般
の事情を考慮して、原則として許可は
必要としませんが、当分の間所轄行政廳
の許可を受けなければならぬことと
いたしましたのであります。

第三は、從來道府縣手数料令という
勅令に基きまして、都道府縣が一定の
國の事務について手数料を徴收し、且
つこれをその收入としていたしたのであ
りますが、この勅令を廢止して、地方自
治法中にこれを規定すること、いたし
たのであります。

最後に、その他の改正事項について
一括して説明いたします。

地方公共団体の廢置分合及び境界変
更は、法律又は行政処分によつて行わ

れるのでありますが、この場合において、関係地方公共団体の有する財産処分は、その性質から見て、私法的な事件であり、当事者の意思を最も尊重すべき筋合ひのものであります。而して現在、これらの場合の財産処分は、関係地方公共団体が協議してこれを定め、もしその協議が調わないときは、内務大臣又は都道府県知事がこれを定めることになつておりますが、實際問題として、財産処分について協議が調わないに拘らず、廢置分合又は境界変更を関係団体の議決が議決するということとはあり得ないと考えられますし、廢置分合及び境界変更の實際に徴しても、又地方公共団体の自主性及び財産権の処分ということからの実体から考へても、協議が調わない場合、内務大臣又は都道府県知事が一方的に処分を決定することは適当でありませんで、すべてこの種の規定を廢止することとし、廢置分合又は境界変更は、必ず財産処分について、協議が調つた上でこれを行うことを明かにいたしましたのであります。

又地方公共団体の自主性を尊重する趣旨より、支廳及び地方事務所の設置に関する條例並に分担金使用料及び手数料に関する條例は、不要許可とし、地方公共団体の協議会の設置、廢止及び規約の変更等も亦すべてこれを地方公共団体の意思に委ね、ただいわゆる所轄行政廳に届出をさせることとしたのであります。その他の改正は、内務省の廢止等に伴ひまして規定を整理したものであります。本國会に官吏に関する國家公務員法案が提案されておりますが、これに對照して地方公共団体の吏員、その他の職員につきまし

ても、その身分法を制定する必要がある訳であり、その制定はできるだけ速に行うことが望ましい訳であります。それで今回第七十二條に一項を加へ、その法律は職員の職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障服務その他身分取扱について規定するものとして、その内容を明かにすると共に、この法律は明年四月一日までに制定すべきことを本法の附則第一條中に明定することとしたしました。

最後に、この法律案の附則中に規定されておりますところの衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法及び昭和二十二年法律第二号の一部の改正について説明いたします。これはいずれも内務省の廢止及び地方自治法の一部改正に伴ひ、必要な規定の整理をいたしたものに過ぎません。たゞ法律第二号は、本年十二月十九日を以て実質上その効力を失ふこととなりますので、明年十二月十九日までその効力を存続するようにし、明年一杯、衆議院議員の選挙について、選挙の都度臨時名簿を編纂することとして、補充選挙人名簿が臨時名簿のみとなつたことと對照して選挙に支障なからしめようとしたものであります。以上を以て本法律案の説明を終ります。

○委員長(吉川末次郎君) 内務大臣及び林政府委員の説明に對しまして御質問がございましたら御開陳を願ひます。御質疑はありますか。

○阿竹齋次郎君 いろいろ大きな問題を前にして私は言葉を握まえると思はれるのはいやですが、九月二十四日の委員会に、内務大臣と林地方局長が見えて、そうしていわれた言葉の中にこういう言葉が入つておつた。地方は

まだ手放せぬ。地方は大いに監督する必要がある。それから中央の行政より地方に見せて、地方に見習わせる必要がある。既設の出先機関は廢止することはできない。こういうふうには御言明になつたのであります。本日只今内務大臣とあなたの方からその趣旨の御説明を聴くというところ、この間の言葉と食ひ違つておるのじやないかと思ひます。間の言葉はこれから行きますと余りにも誤つておるのじやないかと思ひます。余りに言葉が過ぎた点がありはしないかといふ。この点はどうか考へていらつしやるのでございませうか。この間言つておつたことと、十日か十五日でこんな根本的に變つて來ることは、審議を進める上において甚だ危険だと思ふのであります。

○政府委員(林敏三君) 今のお尋ねについてこちらの考へておることを申し上げまして、一つ御了承を得たいと思ふのであります。大臣と私がこの前ここに伺ひまして、今三つの点、地方は見放せぬ、監督を大いに必要とする。それから第二は中央の行政よりよく見せて見習わせなければいかん。それから既設の出先機関を廢止することはできない。こういうことを言つたというふうによせられるのでありますが、これは若しそういうふうにお聞きになつたとすれば私は、余程言葉遣いといひますか、申上げることが足りなかつた。或いはどうしてそういうふうにお聞きになつてしまつたかということ、実は私は誠に自分の至らなかつたようなことを反省するやうな状態なのでございます。私の今の氣持では、今のと言ひますか以前も變つておりました、第三の問題から先に申し上げます

と、この既設の出先機関といふものは廢止できない。これは私は、廢止できないと言つた覚えはないと思ふのでございませう。これは、なか／＼一旦できましてしまつた出先行政機関といふものは、それ／＼できた時のそれ／＼の將來に対する理由があり、予算でなり制度でなり承認した政府のその時の見解といふものもあり、関係方面との打合せもあつて、そうしてこれを廢止する方向は是非共同努力を續けて行かなければいけない。併しながらこれは、なかなか完全に、こういうものをなくすといふことは非常に困難なことだろ

う。できるだけこれは廢止するやうな方向に持つて行かなければいけない。併しながらそれ／＼の理由があり、又それ／＼の將來の立場から見れば、必ずしも地方機關にだけ委せていけないといふ止むを得ない理由もあるでございませう。そういふところからいつて一氣呵成に全部こういうものをやめて行くといふこと、これは、今直ぐといふことはこれは困難だろ。併しそれからいふまでも努力をしていかなければならぬ。かように以前も考へておりました。今も考へておるのであります。その中の全部を今廢止することは容易にできないといふことを申し上げたから、そのことを御記憶になつて、そういう御印象をお持ちになつたのじやないかと考へて思ふのであります。若しそういうでありますれば、その点私の申し上げたやうに改めて御了承を得たいと思ふのであります。それから私は地方はまだ見放すことはできない、監督を大いに必要とするといふたという点、これも私はそういう氣持で、今はつとそちらから何うやうな意味で、これは言

つた覚えは毛頭ございませぬ。これは若しお聞きになつたとすれば、こういうことだと思ふのです。いわゆる完全なる地方の、特に財政の問題ですが、完全なる地方の自主獨立、即ち財政について言えば、好きに起債をしたいだけは起債をして、そうしてそれを現金化して使う。税金を取りたいと思へば取れただけのものは当該地方団体と相談して取つて行く。そうしてやりたいことをやつて行く。こういうやうな完全なる自主獨立といふものは、日本のように四十六に縣を分け、一万あまりの市町村を分けておるというところでは、これはなか／＼容易なことではな

いであらう。そういう意味で私は申ししたのであります。

○阿竹齋次郎君 簡単に要領だけで宜しいのです。

○政府委員(林敏三君) そういう意味で申したわけでございます。私は地方を或意味において馬鹿にして、中央優越のやうなつもりで、地方は見放せぬ。まだ／＼だといふ意味でなく、地方の財政行政も自主獨立の方に因つて行かなければならぬ。行政についてはそういう方については自主獨立になつておりますが、財政については止むを得ず財政上のいろいろの問題があつて、中央と地方が連繫して、或は地方の團體の代弁者になつて、中央の行政に地方が漸くに蚕食されないやうに弁護し擁護する中央の政府機關が必要じやないか。これは財政だけでなく、行政についても、そういうやうに中央が蚕食して來る。こういう点については監視する必要があるのじやないか。こういうことを申し上げたわけでございます。

ちの場合にも運用ができるといふふ

にもいいし、又官吏においても民主化

りまして、政府におかれましては閣議

特別市の問題と二百六十五條第二項と

それから地方に中央の行政振りを

りまして、政府におかれましては閣議

特別市の問題と二百六十五條第二項と

ちの場合にも運用ができるといふふ

にもいいし、又官吏においても民主化

それから地方に中央の行政振りを

りまして、政府におかれましては閣議

特別市の問題と二百六十五條第二項と

ちの場合にも運用ができるといふふ

にもいいし、又官吏においても民主化

おりますが、これに對照して地方公共團體の吏員、その他の職員につきまし見えて、そうしていわれた言葉の中にこういふ言葉が入つておつた。地方はのと言いますか以前も變つておりませんが、第三の問題から先に申し上げます

れも私はそういう氣持で、今ばつとそちらから同うような意味で、これは言

ういうことを申し上げたわけでございます

それから地方に中央の行政振りを見せてというのは、私は殆ど記憶いたしておりません。これは何かのお話の間違ひじやないかと思うのですが、氣持は今申上げたようなところでありまして、一つ十分御了承を得たいと思ひます。

○委員(吉川末次郎君) 阿竹さんに申上げますが、どうもあなたの御質問に現れた趣旨と政府委員の答弁とに食い違ひがあるようですが、このために速記録もとつてゐるわけでありまして、一つこの次まで速記録をお願ひを願つて、更に御質問の箇所がありましたらして頂いたらいかがでございますか。

○阿竹次郎君 そうですね。それで結構です。

○岡本愛祐君 只今内務大臣並に地方局長の御説明を拜聴いたしました。そこで私がお尋ねしたいことはこの特別市制の問題であります。特別市を作り出すときに、憲法第九十五條「一」の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、國會はこれを制定することができない。これが現在の地方自治法と絡んで非常に問題になりまして、この五大都市の地方自治制促進運動というふうなものについて、非常に問題が起つたことは御承知の通りであります。

そこでこの憲法九十五條の解釈は、「地方公共團體の住民の投票において」といふのが、例えば京都府ならば京都府だけでいいのか、京都府だけでいいのか、京都府の住民全体によらなければならぬのか、この點が論点であります。

りまして、政府におかれましては閣議で、これは京都府の全住民の投票によるのだ、選挙権有権者の投票によるのだというように、閣議の決定がなつておるようになっています。そこでこの地方自治法の方で、第三編第一章第一節特別市、第二百六十五條の第二項の「特別市は、人口五十万以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廢止する場合も、また、同様とする。」この規定がありまして、それとこのいろいろの關係から、この地方自治法においては、その審議経過によつて見ても、京都府だけの住民の投票でいいのだというふうな前提の下に、こういうふうな今読んだ地方自治法の規定ができておるようになっています。そうなるつて来ますと、この地方自治法を改正する機会におきまして、その点をきりきりしておくことが、今後の紛争を根絶することになるのではないかと。そこで今度の改正案にはそれが出ておりません。その点についての政府の御見解並にどういふふうなことをなさるおつもりか、それを伺つておきたいと思ひます。それが第一点であります。

それからもう一つ序でにお尋ねいたしておきますが、先程御説明のように、國家公務員法の外に、この地方團體の公吏と申しますか、その公務員法が作られるように、これが明年の四月一日までに制定すべきことを、附則に明記されておるわけですが、この公務員法の幅員はどんなものであるか。大体國家公務員法に倣われるつもりであるのかどうか、それについて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(林敏三君) 岡本委員の御質問にお答え申し上げます。第一点の、特別市の問題と二百六十五條第二項との關係であります。政府といたしましては、新聞その他においても御承知の如くに、憲法九十五條によりまして特別市を作るといふ法律が若し國會を通過いたしました場合に、これに対する憲法第九十五條に基づく住民投票というの、どの範圍を以てやるのかという点につきましてはいろいろと研究もいたしました。それがいろいろと議論も重ねたのでございます。その結果一番妥當適切な解釈としては、例えば京都府を特別市にするという場合には、当該京都府全体の問題であるから、当該公共團體、即ち京都府だけでなく、京都府全体の住民の投票を取つて、その投票において多数を制した場合には、その法律が成立する。かように解釈することが最も適當であるというふうな結論に達した次第でございます。

そこで二百六十五條はどういうつもりで書いておられるのかということですが、これはいわゆる法律で以て規定することだけを書いてあるわけでございます。その法律が動いて行つた場合に、憲法第九十五條は、この法律に對してどういふ解釈を以て、どういふふうな動くかということとは、憲法の解釈に任せておるといふ建前でございます。それでございまして、即ち二百六十五條第二項だけがありまして、後は憲法第九十五條の解釈において、廣く京都府全体の投票を取るべしという解釈である場合には廣く全体の投票を取る、狭く京都府だけで足りるという解釈が適切といたしますれば、さうに狭く解釈して行く、いい換えますれば二百六十五條第二項ではど

ちらの場合にも運用ができるというふうな規定が相成つておるのであります。それで、これだけではいゝゆる廣くやるか狭くやるかは解釈が出て参りませんわけでございます。後は憲法の解釈に従つて、さうして政府といたしましては種々議論もいたし考案もいたしました結果、廣く解釈するのが九十五條としては最も適當である、かような結論に到達したわけでございます。勿論併し立法上の問題になつて参りますと、國會が最高の權威を持つておられるところでございますので、國會方面におかれまして、廣く投票をとるべきものであるという注意書と申しますか、さういふ規定をお設けになるか、或いは狭く解釈すべきものであるという規定をお設けになる、その如何に政府は従つて行動して行くことになるかと存じます。

それから公務員法の問題でございますが、これは大体、政府の國家公務員法案の内容と趣旨と類似した、歩調が合つたものを作つて頂かなければならぬと漠然と考へております。申すまでもなく官吏と公吏とが何か非常に身分的な差異があつたり、取扱上その他において、すべて違ひがある。官吏が一段えらくて公吏が一段低いものというふうに、國全体、世間一般が考へることは、誠に地方自治の發達の上から困ること、むしろ官吏より公吏の方が場合によつて尊いという、氣魄や見識があり、それだけの制度の整備を以てやつて行くのが妥當じやないかと考へられます。又官吏と公吏との間に、特に専門技術を持つたような仕事になりますと、いろいろ交流なども今後には屢々やつて行くことが、自治体の發達

にもいいし、又官吏においても民主化の上からいつてもいいのではないかと考へられます。このような点からいつても大体歩調は合つておるべきものではないか、本格的には國に對して、國家から雇われて國民のために奉仕するものと、公共團體から雇われて國民のために奉仕するものと、その間に本質的の違いがあるわけのものでもございせんし、大体の歩調は合せたものをお作り願ふようにしたい、かように考へております。併しながら又一面においては、官吏と公吏というものについてはその素態において、或いはその活動範圍において、分野において、いろいろと違つた点も出て来る。非常に小さな市町村まで、村まで、さういふもので以て窮屈な規定を作つて制限をしたりなんかして縛り上げるという必要も勿論ないであらう。併しながら非常に大きなところでは、或いはそれ以上の整備したものを作らなければならぬと。そこでも出て参るでございませう。そこでいろいろにやはり、公吏については公吏獨特の色合というものをその間に以て、運用については誤まりなきを期して行くようにしたいと存じております。併しこの詳細のところについてはこれから草案を書き上げようというところでございます。誠に漠然たるところだけを答申上げるわけでございますが、まだ細かい結論を持つておらない次第であります。

○岡本愛祐君 只今特別市についての御答弁を拜承しました。それで私の承知いたしましたところでは、この前、現在の地方自治法が出来た時に、その議會で政府委員の答弁におきまして、これは例えば京都府なら京都府だけの

住民投票でよいのだ、その積りで発案をしてあるのだという御説明があつたのでありますが、それは、それでは今度は政府の方の見解としては訂正をなすつたものと、この承知してよいのだらうと思いますが、この点を念を押して置きます。

それからこの憲法九十五條と地方自治法の二百六十五條との関連におきまして、我々の承知いたしておりますところでは、例えば京都市なら京都市を特別市に指定するという指定の法律を出します法律を議会で議決いたしました。そうしてその後京都市の住民投票に付するのだというふうに、この前の地方自治法の審議の時にはそういう御説明の下に、そういう仕組になつておつたように思います。そしてそれに対する私共の考え方は、國民の代表者である国会におきまして、京都市なら京都市が、京都市を特別市にする値打がある。特別市にする十分な資格がある。こういう認定をしまして、國民の代表としてそういう議決をし、京都市を特別市にする法律を出す。解除條件附きで出す。それで一度國民の代表としての議決ですから、それは京都府民、京都府の方の意見も反映しておる。国会において……。だから今度は住民投票に付するのは、詰り解除條件を成就するために住民投票に付するのは、京都市の住民だけでよいのだ。こういうふうに、現在の制度を強いて解除すればそういうふうな解除しておつたのです。が、今度政府において九十五條の精神を酌んで、京都府全体の住民投票によらなければならぬ。こういうふうな解除されるときとしますと、その間の手続が、やはりそういうふうな今まで通

り、私が今申述べたようなことにするようになつておられるのかどうか。その点もお尋ねして置きます。私は憲法九十五條の解釈は、現在政府の方で考えになつておるうちに、京都府全体の住民投票でなければいけないというふうな私は解釈いたしておるのであります。政府の解釈と全然同一であります。その手続のことについて念のため伺つて置きます。

○政府委員(林敏三君) 只今閣下委員からお述べになりました通りでございまして、この前に地方自治法が制定になりました。その時に地方自治法が制定されて、その後の説明は、その後政府で以て慎重に検討いたしました。考案いたしました結果、やはりこれは改め、九十五條の解釈は廣く一般の府民全体からの投票を以て問うべし、というのを以て適切妥當なる解釈とするということに相成りました。ございしますから、御了承を得たいと思ひます。

もなかつたと思ひますが、事この自治法の改正の今回提案しましたことは非常に適切に、直ちに必要な事項でありますので、急に申しましたという点は、さういふことで、御承知でもございしますように、ちよつとこの提案の理由の説明にお断りして置きました。さういふものが、一旦提案して御審議を願つておられます中に、関係方面の示唆がありまして、これを撤回しなければならぬことに相成りました。大体これは廢止するといふような意向で示唆されたものでありますけれども、當局といたしましては、どう考えましても地方の自治を完壁させ、自治権をどこまでも獨立させて、この趣旨に副うような円滑に民主政治が行われるということには、どうしてなるか。地方の自治團體を代表するものが閣議のいわゆる國政を最高決定する機関に入りまして、そして地方の言ひ分なり、又地方の事情なりを國政の閣議に反映させるものが、どうしてもその基礎がなければ地方にとつて非常に不便である。不便のみならず、非常に不利である。地方擁護の面から、何とかしてこういう機關を、例えば地方自治委員会なんぞいふものゝ何かが指導するような建前がまだ残存しておるというやうなことは、内務省解任、いわゆる廢止するところの趣旨にも悖る。やはりいつまでも内務省といふやうなもの、形骸の核心が残つておつて、それがいつまでも委員会といふやうな形ではあるけれども、地方を率いて行く。又指導して行くといふやうなことがいかんといふことであらば、形を変えてでも、とにかく地方の財政面の問題についても

それから手続につきましても、それに基づきまして、勿論例えば京都市を特別市にするかどうかという問題は、法律によりまして廣く國家全体の見地から、京都市、京都府の意向も酌みつつ國家全体の見地から國民全体の問題として國會で代表が決めて頂くといふことの意味で、法律で以てこれをやるということになるわけでございます。その法律が通りましてから後通知をいたしてやつとこれを施行いたして参りますやり方といふものは、御承知のことく自治法の規定に従つて、そして九十五條の今申し上げました解釈に従つて、それらの手続を経て行なう。かように御解釈を願つて誤りないと思ひます。

○小野 哲君 この法律案の審議に關しまして、私から政府の御準備なり或いは御所見を承つて置きたいと思ひます。先程内務大臣からこの法律案の御提案の理由等について詳細な説明がありました中に、近々行なわれる内務省の解体に伴つて、その後継機關として地方自治委員会を設置するといふやうなお話がありまして、これを前提としてこの地方自治法の一部改正法律案を起草されたものと了解するのであります。尙又会期が切迫しておるので、時期を待つては重要なこの法律案の改正自体についても支障が生ずるのでないか。従つて速かなる審議を願ひたい、こういうやうな点も力説されておるのであります。尙又更に審議の途中において、後継機關に關する成案の決定がありまして、場合においては、適當な措置を講じたい、こういうやうな御意思も明かにされておるのであります。然るにこの御提案になりました法律の内容を見ますと、この後継機關がどういふやうな形で現れるかといふことによりまして、この法律案自体が相當影響を受ける点があるのではないかと、このことを懸念いたしたのであります。従いまして勿論本委員会といたしましては、内務省の解体に伴う諸般の事情に鑑みまして、十分な審議をいたしますと共に、速かに結論を得たいといふことは、私共の望むところでありますが、併しこの法律案を審議する上について、一体將來どういふやうな形でこの法律案に影響を與えるやうな事態が起るかどうかといふやうな点を、やはり予め念頭に置きながら審議を進めて行くといふことが、妥當ではないか。かように考えられますので、

○國務大臣(木村小左衛門君) 誠に御尤も千萬な御質問であります。この自治法の一部を改正する法律案をここに急いで提案いたしましたのは、実は会期が御承知のように二十日までに相成つておりますので、政府の方針といたしましては、亦政府の希望がありまして、國會の運営委員会でもあつたとしても、國會の延長にはありまして、期は延長になることはありまして、けれども、どれだけの延長になるかといふことの見通しがちよつとつき兼ねましたのでありますので、とにかく万全の策として何しろこれは直ぐに選挙でも行われる場合があるとすると、直ちに必要なる地方自治法の改正であるから、取敢えず一つ早く御審議をお願いしたらいふではないかと、さう考へまして、お説のように会期が大幅に四十五日も延期になりますやうなことが予定しておりますれば、お説の通りであります。さう考へるわけのもの

このままでこれが全部廢止せられると代るべきものを御立案で、大体今週中は思われないのであります。が、さういふ

○黒川武雄君 只今地方局長からお話

解釈されるときは、その間の手続が、やはりそういうふうに通

う。かように御解釈を願つて誤りない

を進めて行くということが、妥当では

ありません。お説の通りで

うことであれば、形を変えてでも、と

このままでこれが全部廃止せられると

代るべきものを御立案で、大体今週中

に思われたいのでありますが、さよう

ののい間というものにおきまして

○黒川武雄君 只今地方局長からお話

いうと、全部大蔵省の所管に区々分け

に目鼻が付くかどうかというお話でこ

に思われたいのでありますが、さよう

ののい間というものにおきまして

○黒川武雄君 只今地方局長からお話

いうと、全部大蔵省の所管に区々分け

に目鼻が付くかどうかというお話でこ

に思われたいのでありますが、さよう

ののい間というものにおきまして

○黒川武雄君 只今地方局長からお話

いうと、全部大蔵省の所管に区々分け

に目鼻が付くかどうかというお話でこ

に思われたいのでありますが、さよう

ののい間というものにおきまして

○黒川武雄君 只今地方局長からお話

いうと、全部大蔵省の所管に区々分け

に目鼻が付くかどうかというお話でこ

に思われたいのでありますが、さよう

ののい間というものにおきまして

○黒川武雄君 只今地方局長からお話

いうと、全部大蔵省の所管に区々分け

に目鼻が付くかどうかというお話でこ

に思われたいのでありますが、さよう

ののい間というものにおきまして

○黒川武雄君 只今地方局長からお話

いうと、全部大蔵省の所管に区々分け

に目鼻が付くかどうかというお話でこ

に思われたいのでありますが、さよう

ののい間というものにおきまして

○黒川武雄君 只今地方局長からお話

いうと、全部大蔵省の所管に区々分け

に目鼻が付くかどうかというお話でこ

に思われたいのでありますが、さよう

ののい間というものにおきまして

○黒川武雄君 只今地方局長からお話

第二部 治安及び地方制度委員会會議錄第十一号 昭和二十二年十月二十日

國務大臣

内務大臣 木村小左衛門君

政府委員

内務事務官(地方局長) 林 敬三君

十月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、地方自治法の一部を改正する法律案(予第六十四号)

地方自治法の一部を改正す

る法律案

地方自治法の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「その協議が調わな
いときは、關係地方公共團體の議會の
意見を聴き、内務大臣がこれを定め
る。」を削る。

第七條第一項乃至第三項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改め、同條第四項後段を削る。

第八條第二項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第十八條第二項中「市町村に対し特別の關係のある者」を「天災事變等により他の市町村の区域内に住所を移した者その他の者で当該市町村に対し特別の關係のあるもの」に改める。

第二十五條第二項乃至第四項中「第五十九條第二項」を「第五十九條第四項」に改める。

第二十六條第二項を次のように改める。

市町村の選挙管理委員会は、普通地方公共団体の選挙（第六十五條第一項の選挙を除く。）を行う場合において、当該市町村における衆議院議員選挙人名簿又は補充選挙人名簿に登録されてない者で普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するものがある。

るときは、申請により、これらの者を登録する補充選挙人名簿を調製し、その指定した場所においてこれを関係人の縦覧に供さなければならない。

選挙権の要件は、補充選数人名簿調製の期日よりこれを調査しなければならぬ。この場合において第十八條第一項の規定による年齢及び住所の期間は、選挙の期日よりこれを算定しなければならぬ。

同條第四項を削り、同條第六項を次のように改める。

補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び期間等は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会がこれを定め、予め告示しなければならぬ。

前條第三項の規定により都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、前項の期日及び期間等は同項の規定にかかわらず、都道府縣の選挙管理委員会がこれを定め、予め告示しなければならない。

第二十七條第二項中「前項の申立を受けたときは、その日から二十日以内にこれを決定しなければならない。」を「前項の申立を受けた場合において、」に改め、同條第四項及び第五項を次のように改める。

確定判決により補充選挙人名簿を修正しなければならぬときは、委員会において、直ちにこれを修正し、その旨を告示しなければならない。

委員会は、毎年十二月二十日の現在により補充選挙名簿を整理して作製し直さなければならない。

第三十條第二項中「選挙の期日前三日までに」を「都道府縣及び市の議会

の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前二日までに」に改め、同條第三項の次に次の三項を加える。

同一の政党その他の團體に屬する候補者の屈出に係る者は、三人以上投票立会人となることとなつてはならぬ。

第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の團體に属する候補者の届出に係るものが三人以上あるときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、届出により直ちに投票立会人となる場合にあつてはその者の中で投票管理者がくじで定めた者二人、互選により投票立会人を定める場合にあつては得票最多数の者二人（二人を定むるに当り得票数が同じであるときは、投票管理者がくじで定めた者）以外の者は、投票立会人となることではない。

第二項、第三項又は前項の規定により投票立会人が定まつた後同一の政党内その他の団体に属する候補者の届出に係る投票立会人が三人以上となつたときは、投票管理者がくじで定めた者三人以外の者は、その職を失ふ。

同條第四項中「互選」の下に「又は第五項の規定によるくじ」を加え、同條第五項中「互選」の下に「又は第五項の規定によるくじ」を加え、同條第六項の規定によるくじ」を加え、同條第七項に左の但書を加える。

管理者の選任に係る投票立会人と通じて三人以上選任することができない。

第三十二條第三項中、「できない者の投票については」を「できない選挙人は」、政令で特別の規定を設けることができる。」を「投票管理者に申請し、投票管理者が投票立会人の意見を聴いて選任する者をして候補者一人の氏名を記載させ、投票箱に入れさせることができる。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。」に改める。

第三十四條中「その従事する職務若しくは業務又は疾病その他政令の定める」を「左に掲げる」に改め、同條に次の三号を加える。

一 選挙人がその属する投票区の在る郡市の区域外（選挙に関係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外）において職務又は業務に従事であるべきこと。

二 前号に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区の在る郡市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

三 前号に掲げるものを除く外、選
挙人が疾病、負傷、妊娠若しくは
不具のため又は産褥に在るため歩
行が著しく困難であるべきこと。
第五十條第四項を削る。

第五十一條中、第二項及び第三項を削る。

第五十三條第三項中「選挙の期日前三日まで」を「都道府縣及び市の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議会の議員又

は長の選挙にあつては選挙の期日前二日までに改め、同項の次に次の五項を加える。

普通地方公共団体の長の選挙について前三項の規定により届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、選挙の期日の前日までに候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第二十四條第四項又は第五項の規定により告示した期日後五日に当る日にこれを延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道

府縣の選挙と市町村長の選挙を同時に
行ふ場合において市町村長の選挙につ
いて前項に規定する事由が生じたとき
は、市町村の選挙管理委員会は、直ち
にその旨を都道府県の選挙管理委員会
に報告しなければならない。

都道府縣知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、都道府県知事選挙について第四項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第四項に規定する事由が生じたことを知ったときは、都道府県選挙管理委員会は、選挙の期日を延期し、その報告のあつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に選挙を同時に行わせなければならない。この場合において、その期日は、少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五條第一項又は第三項の規定により普通地方公共団体の選挙を同

時に行う場合において、普通地方公

しなければならない。市町村の選挙に

第二十五條第三項の規定により都道

第一項の選挙について、第五項に規

てきそ

いなる者で普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するものがある。

第三十條第一項中「選挙の期日前三日までに」を「都道府県及び市の議会

その他の団体に属する者を当該候補者の届出に係る投票立会人又は投票

の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議会の議員又

第二十五條第一項又は第三項の規定により普通地方公共団体の選挙を同

時に行う場合において、普通地方公共団体の長の選挙について第四項に規定する事由が生じた場合に關し必要な事項は、前項の規定に該當する場合を除く外、政令でこれを定める。

第四項及び第六項の場合において、これらの規定による告示があつた日から都道府県知事又は市長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村長の選挙にあつては選挙の期日前二日まで、第一項又は第二項の例により、候補者の届出又は推薦届出をすることが出来る。

同條第六項中「第三項」の下に「第八項」を加える。

第五十六條第二項乃至第四項中「第六項」を「第十一項」に改める。

第五十八條第一項を次のように改める。

普通地方公共団体の議会の議員の選挙において第五十三條第一項乃至第三項の規定による届出があつた候補者がその選挙における議員の定数を超えないとき、普通地方公共団体の長の選挙において同條第一項乃至第三項又は第八項の規定による届出があつた候補者が一人であるときは、投票は、これを行わない。

第五十九條 当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所氏名及び得票数、その選挙における各候補者の得票数その他選挙の次第を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

前項の報告があつたときは、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、且つ、当選人の住所氏名を告示

しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にもこれを報告しなければならない。

当選人がないとき、又は普通地方公共団体の議会の議員選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

前項の報告があつたときは、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にもこれを報告しなければならない。

第六十三條第三項第一号中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第六十三條第二項中「第六項」を「第十一項」に改める。

第六十五條第一項中「第二項」を「第四項」に改め、「第三項」の下に「又は第八項」を加え、同條第二項中「第二項」を「第四項」に改め、同條第四項の次に次の五項を加える。

第一項の選挙において第三項の規定により告示のあつた期日から選挙の期日の前日までに候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は第一項の規定にかかわらず、第三項の規定により告示した期日後、五日に當る日にこれを延期するものとする。

この場合においては、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、市町村長の選挙について前項に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

都道府県知事の選挙について第五項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第五項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日を延期し、その報告のあつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に選挙を同時に行わなければならない。この場合においては、その期日は、少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、そのいずれかの選挙について第五項に規定する事由が生じた場合に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第五項及び第七項の場合又は第一項の選挙において第三項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合においては、その一人の候補者及び第一項又は第四項の規定により候補者とならなかつた者で有効投票の最多数を得たもの一人を以て候補者とす。得票数が同数であるため得票数によつては候補者を定めることができないときは、選挙管理委員会がくじでこれを定める。

同條第七項前段を次のように改める。

【参議院】

第一項の選挙について、第五項に規定する事由が生じた場合又は第三項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合においては、第九項の規定によりあらたに候補者となる者がいないとき、又は同項の規定による候補者の一人が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、投票は、これを行わない。

同條第八項中「第七項」を「第十項」に改める。

第六十六條第一項中「第一項又は第二項」を「第二項又は第四項」に、同條第五項中「第一項若しくは第二項」を「第二項若しくは第四項」に改める。

第六十八條第一項中「第一項」を「第二項」に改める。

第七十二條に次の二項を加える。

衆議院議員選挙法第九十條但書の規定は、前項の規定にかかわらず、都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、これを準用しない。

前項において準用する衆議院議員選挙法第九十條但書の規定により都道府県知事の選挙につき選挙事務所を五箇所まで設置することのできる都道府県及び選挙事務所の数は、地方自治委員

第八十六條第三項中「内務大臣」を「地方自治委員会」に改める。

第九十一條第三項但書「但し」の下に「第七條第一項乃至第三項の規定による処分により」を加え、「増加」を「増減」に、「同項」を「第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

前項但書の規定により議員の定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数が第一項の定数を超えているときは、同項の規定にかかわらず、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときはこれに應じて、その定数は、同項の定数に至るまで減少するものとする。

第九十六條第一項第八号中「団体等」を「公共的団体等」に改める。

第九十七條に次の一項を加える。

議会は、歳入歳出予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の歳入歳出予算の提出の権限を侵すことはできない。

第百條第一項の次に次の三項を加える。

調査を終了した旨の議決がある前に自
白したときは、その刑を減軽し又は免
除することができる。

同條第二項中「前項」を「第一項」
に改め、同條に次の四項を加える。
政府は、予算の範圍内において、都
道府縣の議會に官報及び政府の刊行物
を、市町村の議會に官報及び市町村に
特に關係があると認める政府の刊行物
を送付しなければならない。

都道府縣は、公報及び適當と認める
刊行物を他の都道府縣の議會に送付し
なければならない。

普通地方公共団体は、議員の調査研
究に資するため、條例で議會に図書
室を附置しなければならない。

前項の図書室は、一般にこれを利用
させることができる。

第百四條中「議事を整理し、」の下に
「議會の事務を統理し、」を加える。
第百十三條中「議事を開き議決する」
を「會議を開く」に改める。

第百二十三條第三項中「内務大臣」
を「地方自治委員會」に改める。

第百四十六條 主務大臣は、國の機
關としての都道府縣知事の權限に屬す
る行政事務の管理若しくは執行が法令
の規定若しくは主務大臣若しくは地方
自治委員會の処又には違反するものがあ
ると認めるとき、又はその行政事務の
管理若しくは執行を怠るものがあるよ
きは、文書を以て、当該都道府縣知事
に對し、その旨を指摘し、期限を定め
て、その行ふべき事項を命令すること
ができる。

主務大臣は、都道府縣知事が前項の
期限までに当該事項を行わないとき
は、東京高等裁判所に對し、当該事項
を行ふべきことを命ずる旨の裁判を請
求することができる。

前項の規定による請求をしたときは、
直ちに文書を以て、その旨を当該都道
府縣知事に通告するとともに、東京高
等裁判所に對し、その通告をした日時
場所及び方法を通知しなければならない。

東京高等裁判所は、第二項の規定に
よる請求を受けたときは、審理の期日
に當事者を呼び出さなければならない。
審理の期日は、同項の規定による
請求を受けた日から十五日以内とす
る。

東京高等裁判所は、主務大臣の請求
が理由があると認めるときは、当該都
道府縣知事に對し、期限を定めて当該
事項を行ふべきことを命ずる旨の裁判
をしなければならない。

主務大臣は、都道府縣知事が前項の
裁判に従ひ同項の期限までに、なお、
当該事項を行わないときは、東京高等
裁判所に對し、その事実の確證の裁判
を請求することができる。この場合に
おいては、裁判所は、十日以内に當事
者を呼び出して審理をしなければならない。

主務大臣は、前項の確證の裁判があ
つたときは、都道府縣知事に代つて当
該事項を行ふことができる。

内閣總理大臣は、第六項の確證の裁
判があつたときは、当該都道府縣知事
を罷免することができる。

第六項の確證の裁判があつた場合に
おいては、都道府縣知事は、その後第
五項の裁判に従ひ当該事項を行つたこ
とを証明して、東京高等裁判所に對し、
前項の規定による内閣總理大臣の
權限を消滅させる裁判を請求すること
ができる。

第五項又は第六項の裁判に對して
は、最高裁判所の定めるところにより
上訴することができる。

前項の規定による上訴は、執行停止
の効力を有しない。

都道府縣知事は、國の機關としての
市町村長の權限に屬する國の事務の管
理若しくは執行が法令の規定若しくは
主務大臣、地方自治委員會若しくは都
道府縣知事の処分に違反するものがあ
ると認めるときは、その國の事務の管
理若しくは執行を怠るものがあると認
める場合においては、前十一項の例に
より、その行ふべき事項を命令し、当
該市町村の區域を管轄する地方裁判所
の裁判を請求し若しくは当該市町村長
に代つて当該事項を行ひ、又はこれを
罷免することができる。

第八項又は前項の規定により罷免さ
れた者は、その日から二年間、都道府縣
に屬する國の官吏となり、又は地方公
共團體の公職に就くことができない。

第八項又は第十二項の規定による罷
免に對する不服の訴は、その罷免の通
知のあつた日から三十日以内にこれを
提起しなければならない。

第八項又は第十二項の規定による罷
免に對する不服の訴は、都道府縣知事
にあつては東京高等裁判所、市町村長
にあつては当該市町村の區域を管轄す
る高等裁判所の管轄に專屬する。

前項の規定により普通地方公共團體
の長の罷免を不当とする裁判があつた
ときは、罷免された者は、その裁判が
確定した日から、第十三項の規定によ
り失つた資格を回復する。

第二項、第四項乃至第六項、第九項
及び第十二項の規定による裁判の請

求、審理及び裁判の手續に關し必要な
事項は、最高裁判所がこれを定める。
前十七項の規定は、他の法律中にこ
れらに相當する規定がある場合におい
ては、これを適用しない。

第百五十四條 普通地方公共團體の
長は、その補助機關たる職員を指揮監
督する。

第百五十六條第一項中「警察署その
他の」を削り、同條第三項中「行政機
關」を「地方行政機關」に改め、同條
に次の二項を加える。
國の地方行政機關駐在機關を含む。
以下本條中これに同じ。は、國會の承
認を経なければ、これを設けてはなら
ない。國の地方行政機關の設置及び運
營に要する経費は、國においてこれを
負担しなければならない。

前項の規定は、司法行政及び懲戒機
關、鐵道現業官署、電信、電話及び郵
便官署（簡易保險及び貯金官署を含む）、
文教施設、國立の病院及び療養
施設、航行施設、氣象官署、水路官署、
港灣建設機關、營林署並びに專ら國費
を以て行ふ工事の施行機關について
は、これを適用しない。

第百五十九條第二項中「千円」を「二
千円」に改める。

第百七十二條に次の一項を加える。
第一項の吏員に關する職階制、試験
任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、
服務その他身分取扱に關しては、この
法律及びこれに基く政令に定めるもの
を除く外、別に普通地方公共團體の職
員に關して規定する法律の定めるところ
による。

第百七十五條第二項を削り、同條第
三項中「前二項」を「前項」に改め
る。

第百八十三條第四項中「第二項若し
くは第三項の規定による処分又はこれ
に關する判決」を「第二項の規定によ
る判決」に改める。

第百九十二條中「法律」を「普通地
方公共團體の職員に關して規定する法
律」に改める。

第百九十三條中「委員長」の下に
「、第百七十二條第四項の規定は選舉
管理委員會の書記に」を加える。
第二百一一條中「、監査委員」を「監
査委員に、第百七十二條第四項の規定
は監査委員の事務を補助する書記」に
改める。

第二百四條第一項及び第二百五條中
「法律」を「別に普通地方公共團體の
職員に關して規定する法律」に改める。
第二百二十條に次の一項を加える。
國が普通地方公共團體の財産又は營
造物を使用するときは、國庫において
その使用料を負担しなければならない。
但し、当該普通地方公共團體の議
會の同意があつた場合は、この限りで
ない。

第二百二十二條に次の二項を加え
る。
普通地方公共團體の長は、政令の定
めるところにより、その權限に屬する
國、他の地方公共團體その他公共團體
の事務につき、手数料を徴収すること
ができる。
前項の手料は、当該普通地方公共
團體の收入とする。

第二百二十三條第一項中「手数料」
を「前條第一項の手料」に、「條例
で」を「條例で、同條第二項の手料
に關する事項については法律又は政令
に定めるものを除く外規則で」に改め、
同條第二項中「手数料」を「前條第一

項の手料」に、「條例で」を「條例
に第二百二十三條第一項乃至第三項」
三項を加える。

項の手料」に、「條例で」を「條例
に第二百二十三條第一項乃至第三項」
三項を加える。
する部分を除く。は、同年十二月二十
下これに同じ。に、「市区町村の区

は、東京高等裁判所に対し、当該事項
を行うべきことを命ずる旨の裁判を請
し、前項の規定による内閣総理大臣の
権限を消滅させる裁判を請求すること
第二項、第四項乃至第六項、第九項
及び第十二項の規定による裁判の請
る。

項の手数料」に、「條例で」を、條例
で、同條第二項の手数料の徴収を免れ
た者については規則で」に改め、同條
第三項中「手数料」を「前條第一項の
手数料」に、「條例で」を「條例で」
同條第二項の手数料の徴収に關しては
規則で」に改める。
第二百二十六條に次の一項を加え
る。
普通地方公共団体は、地方債を起す
については、所轄行政廳の許可を必要
とし、但し、第二百五十條の規定
の適用はあるものとする。
第二百二十八條に次の一項を加え
る。
普通地方公共団体の長若しくはその
補助機關たる職員又は選挙管理委員
が國、他の地方公共団体その他公共
団体の事務を執行するため要する経費
は、法律又は政令に特別の定めがある
ものを除く外、当該普通地方公共団
体を支出する義務を負う。
第二百二十九條第一項を削り、同條
第二項中「の長」を「又はその長に、
職員又は」を「職員若しくは」に改
める。
第二百三十八條中「内務大臣」を「地
方自治委員会」に改める。
第二百四十二條第二項中「都道府縣
にあつては翌年度の通常予算を議す
る會議、市町村にあつては」を削り、
同條第三項中「内務大臣」を「地方自
治委員会」に改める。
第二百五十條中「変更しようとする
ときは」の下に「当分の間、」を加え
る。
第二百五十一條中「第九十一條第二
項」の下に「及び」を加え、「第百五
十五條第一項及び第二項」及び「並び

に第二百二十三條第一項乃至第三項」
を削る。
第二百五十九條第一項及び第三項、
第二百六十條第二項並びに第二百六
十條第一項、第二項、第四項及び第五
項中「内務大臣」を「地方自治委員
会」に改める。
第二百六十五條第三項中「内務大臣」
を「地方自治委員会」に改め、同條第
五項後段を削る。
第二百七十七條中「第九十一條」の
下に「第一項及び第三項本文」を加え
る。
第二百八十四條第一項、第二百八十
六條第一項及び第二百八十八條第一項
中「内務大臣」を「地方自治委員会」
に改める。
第二百八十九條後段を削る。
第二百九十三條中、「第二百八十八
條及び第二百八十九條」を「及び第二
百八十八條」に改める。
第二百九十八條第一項中「都道府縣
及び特別市の加入するものにあつては
内務大臣、その他のものにあつては都
道府縣知事の許可を得て、」を削り、
「設けることができる。」の下に「こ
の場合においては、都道府縣及び特別
市の加入するものにあつては地方自治
委員会、その他のものにあつては都道
府縣知事（二以上の都道府縣の区域に
わたるものにあつては地方自治委員
会）に届出をしなければならぬ。」を
加え、同條第二項を次のように改める。
前項の協議については、關係地方公
共団体の議会の議決を経なければなら
ない。
第三百條第一項中「一人」を「二人
以内」に改め、「長の中から」の下に
「毎年一回」を加え、同項の次に次の
三項を加える。
会長及び副会長は、後任者が就任す
る時まで在任する。
会長が欠けたときは、規約の定める
ところにより、副会長が会長となるも
のとする。この場合においては、会長
は、前任者の残任期間在任する。
会長及び副会長がともに欠けたとき
は、第一項の規定にかかわらず、更に
互選するものとする。
第三百四條 地方公共団体の協議會
を廃止し、これに加入する地方公共
団体の数を増減し又は協議會の規約を
変更しようとするときは、關係地方公
共団体の協議によらなければならない。
この場合においては、第二百九十八條
第一項の例により、地方自治委員会又
は都道府縣知事に届出をしなければな
らない。
第二百九十八條第二項の規定は、前
項の協議にこれを準用する。
附則第一條但書中「警察署」を削
り、同條に次の一項を加える。
別に普通地方公共団体の職員に關し
て規定する法律は、昭和二十三年四月
一日までに、これを制定しなければなら
ない。
附則第五條第一項中「別に法律」を
「別に普通地方公共団体の職員に關し
て規定する法律」に改める。
附則第七條第一項中「警察署」を
削る。
附則第九條中「別に法律」を「別に
普通地方公共団体の職員に關して規定
する法律」に改める。

第一條 この法律は、公布の日から
これを施行する。但し、附則第四條
（昭和二十二年法律第二号第三條に關
する部分を除く。）は、同年十二月二十
日から、これを施行する。
第二條 衆議院議員選挙法の一部を
次のように改正する。
第七十六條、第七十九條第二項及び
第八十六條中「内務大臣」を「地方自
治委員会」に改める。
第九百條及び第九百條ノ二中「内務大臣」
を「内閣総理大臣」に改める。
第九百六條第一項、第九百七條、第九百八
條第一項、第九百四十三條及び第九百四十
四條ノ二第三項中「内務大臣」を「地
方自治委員会」に改める。
第三條 参議院議員選挙法の一部を
次のように改正する。
第十三條第二項中「内務大臣」を「内
閣総理大臣」に改める。
第六十三條、第七十一條第二項、第
七十五條但書、第八十條第一項、第八
十一條及び第八十二條第一項中「内務
大臣」を「地方自治委員会」に改める。
第八十三條中「内務大臣」を「内閣
総理大臣」に改める。
第四條 昭和二十二年法律第二号
（衆議院議員選挙法第十二條の特例等
に關する件）の一部を次のように改正
する。
第一條第一項中「昭和二十一年法律
第三十号（衆議院議員選挙人名簿等の
臨時特例に關する件）第一條の規定に
よる」を「衆議院議員選挙法第十二條
第一項の規定により昭和二十二年九月
十五日の現在で調製する」に、「市区
町村會議選舉管理委員會」を「市区
町村の選舉管理委員會」に改め、「本人の」
を削り、同條第二項中「市区町村」
に同じ。」を「市町村（特別区、全部
事務組合及び役場事務組合を含む。以

下これに同じ。）に、「市区町村の区
域」を「市町村の区域（特別区につい
ては特別区の存する区域）」に、「住居」
を「住所」に改め、同項の次に次の一
項を加える。
第一項の選挙人名簿を調製する場合
においては、衆議院議員選挙法第
五條第一項及び第十二條第一項の規
定による年齢及び住所の期間は、選
挙の期日よりこれを算定する。
同條第四項中「東京府制第九十三條
ノ十三第一項、道府縣制第七十四條ノ
十三第一項、市制第七十三條ノ九第一
項、市町村制第六十一條ノ八第一項及
び第九百三十六條並びに東京都制施行令
第七十八條ノ十第一項の規定による選
挙」を「地方自治法第六十五條第一項
の規定による選挙（特別区並びに全部
事務組合及び役場事務組合におけるこ
れに相當する選挙を含む。）に改める。
第二條第一項中「東京府制第九十六條
ノ十一第一項、市制第二十條ノ二第一
項及び町村制第十七條ノ二第一項」を
「地方自治法第二十六條第一項及び第
二項」に改める。
第三條を削る。
第五條 この法律の施行に關し必要
な規定は、政令でこれを定める。
十月十三日本委員会に左の事件を
付託された。
一、特別市制施行反對に關する陳情
（第四百十一号）
（陳第四百十一号）昭和二十二年九
月二十三日受理
特別市制施行反對に關する陳情
兵庫縣水上郡沼貫村會議長 上
月啓太郎外二百七十七名（外四十
八件）

【参議院】
第二部 治安及び地方制度委員會會議録第十一号 昭和二十二年十月二十日

【参議院】
第二部 治安及び地方制度委員會會議録第十一号 昭和二十二年十月二十日

第二部 治安及び地方制度委員会會議第十一号 昭和二十二年十月二十日【參議院】
この陳情の趣旨は、陳第百三十七号と
同じである。

昭和二十三年三月八日印刷

昭和二十三年三月九日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局